

令和2年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和2年9月9日

日程第1 一般質問

招 集 年 月 日 令和2年9月9日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1			2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総 務 課 長	都築 仁	会 計 管 理 者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産 業 振 興 課 長	岡村 昭	土 木 環 境 課 長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教 育 次 長	佐藤 大輔	総 務 課 長 補 佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産 業 振 興 課 長 補 佐	長崎 寛司	企 画 振 興 課 長 補 佐	藤川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

【議事の経過】

令和2年9月9日（水）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和2年第3回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、一般質問を行います。5番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。5番仙頭です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思えます。まず最初に、コロナ感染症による奨学資金等の対策についてを教育長にお聞きします。コロナ感染症による影響の拡大・長期化で、総務常任委員会から7月30日に教育長宛てに、「学びの継続のため子ども及び子育て家庭への公的支援を求める意見書」を提出しました。内容は、「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、家計収入の激減、アルバイト収入の激減・中止など家庭や学生生活にも経済的な影響が顕著に出ており、家計が急変している。当村でも、アルバイトを中断せざるを得ず、経済的困難な状況に置かれたため、学業にも困難をきたしている者もいる。4月末を最後に県内は、この時点での話ですけど、「新たな感染者が確認されていない状態が続いていたが、新たな感染者も発生しており、今後県内での感染症拡大が懸念される。こうした中、更なる状況の悪化に伴い、厳しい環境に置かれている当村の子どもや子育て家庭、当村出身の学生の学びの継続を支援するために下記のことを要望する。」ということで、まず1として、「奨学資金の追加募集、増額、返済の猶予、減免」、「2、就学援助費の増額」「3、収入が大きく減少した家庭等への教育支援」という内容のものです。感染症対策はスピード感を持って対応してほしいと皆が思っているものですが、この意見書の要望は、現在どうなっているかをお聞きします。

次に、住宅改修事業（耐震含む）についてお聞きします。事業の進め方は、適切に行われているかということで、住宅耐震化、老朽化住宅撤去事業の進捗状況はどのようになっているかをお聞きします。また、移住促進住宅の事業は事業が実施されない場合、見積もりの設計費などは業者に支払われないと聞きましたが、事実でしょうか。次に、移住促進住宅の事業を行い、村が借り上げ、貸し出している物件の再度リフォームをするような話を聞きましたが、実施する予定はあるのでしょうか。以上、お聞きします。

○ 池田 廣 議長

池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。仙頭議員のコロナ感染症による奨学資金等の対策につきまして、質問をいただいておりますのでお答えいたします。議員の質問にもございましたが、7月30日付けで、総務常任委員会委員長から「学びの継続のため子ども及び子育て家庭への公的支援を求める意見書」が教育委員会教育長宛に提出されました。それを受けまして、8月18日に開催いたしました、8月定例教育委員会で議題として提案し、教育委員会としての答えが、直に出るわけではございませんが、協議を行っております。その場で、説明するに当たり、教育長としての考えを示させていただきました。

1点目の奨学資金の追加募集につきましては、近隣で行っている市町村はございませんでしたが、コロナに関わらず、家庭の経済状況が変われば、借りたいと言う方もいるのではないかと考えますので、前向きに進めてまいりたいと考えております。増額につきましては、近隣と比べましても、決して低くはございませ

るので、増額する考えはございません。返済の猶予や減免につきましては、現状の規則にございますので、そのことを広報してまいりたいと考えております。

2点目の就学援助費の増額につきましては、当村におきましては、国基準で扶助をしておりますし、所得制限も、生活保護基準の1.3倍まで拡充しておりますので、国基準を上回って増額する考えはございません。

3点目の収入が大きく減少した家庭などへの教育支援につきましては、本年度に限り、例年は集金しておりますドリルなどの学用品費を、家庭の負担を少しでも軽減するために、小学生は1人1万円、中学生は1人1万5000円を公費で負担しております。以上のことを、定例教育委員会で説明をしております。

前段でも申し上げましたが、あくまでも教育長としての考えを説明したものでありまして、教育委員会としての答えはまだ出ておりませんが、スピード感を持って対応していきたいと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長

岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

仙頭議員の質問にお答えをいたします。まず一つ目ですが、住宅耐震化、老朽住宅除却事業など進捗状況といたしまして、9月1日現在の数字を申し上げますと、耐震診断完了が2件、施行中3件、設計完了は5件、施行中が2件、改修工事の完了は1件、老朽住宅除却事業の施行中が1件、ブロック塀改修工事完了は2件であります。

二つ目の質問ですが、進め方についてということですが、所有者から物件貸し出しの申し込みがありましたら、まず建築年度や建築面積、建物の現状などお聞きしております。改修工事としまして、シロアリ防除、耐震改修、下水道接続あるいは合併浄化槽設置を必須としております。これまでも築年数が相当経過している、過大面積、下水道接続に相当費用が掛かる等々であれば、当然予算内で無理だと判断すればお断りはしております。建築設計士からはこの事業については、平屋建てか総2階の比較的小さな建物でなければ金額的にも難しいとお聞きはしております。しかしながら、予算内で事業が施行できるか否か判断がつかない場合、村から建築設計士に相談して概算費用を頂いているのが現状です。その際の建築設計士への費用は支払っておりません。

三つ目の、リフォームをするような話を聞いたが、行う予定はあるのかということですが、平成26年度からこの移住促進住宅補助事業を活用し、1軒はお試し住宅として使用しており、その他6軒を移住者向けに貸し出しをしておりますが、現時点で再度、高額な金額を用いてリフォームする予定はございません。健全に維持管理していく上で、一般修繕はその都度行っております。以上です。

○ 池田 廣 議長

5番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質問をしたいと思います。答弁ありがとうございます。進捗は予算の範囲内で進んでいるというお答えだったと思います。教育長ありがとうございます。広報は、村の広報誌とかでやっていただけるとのことですよね。はい。

移住促進住宅事業の件なんですけど、当初予算にも、35款20項の12節や18節に空き家改修設計費や、木造住宅耐震改修設計費というものが、もちろん載っています。これが、設計士に依頼した時に、建築設計費を村のほうから聞いているわけですから、設計士さんは図面を描いて幾らのお仕事なんです。大工さんや、変工事の方みたいに、その事業を行って初めてお金が入ってくるという仕事ではなくて、図面を描いたら、お金が入ってくるという、そういう仕事でもありますんで、ましてや予算にその設計費というふうに記載があるということは、払うべきお金だと、当然として、いうものだというふうに思いますがいかがでしょうか。課長が言われた、どのような状況で事業を進めていくかという中で、県の住宅耐震化促進事業補助要綱に多分、別表の第7にのっとって行っていると思うんですが、これにも補助対象経費という中で、「市町村が所有する又は借り受ける空き家を公的住宅等として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費」というふうなうたわれております。これは、要は設計費用に対してもお金を払えと、それが補助の中にも入っ

ていますという文言だと思いますので、これで設計をしてもらってお金を払わないというのは、この根本的なものに対しても、ちょっとおかしいというふうに思います。要は、払ってくださいということです。

次に、リフォームではなくて、今現時点の修繕というふうなお話しでしたが、住宅を借り上げて、村の物として貸し出すもので、契約書が土地建物賃貸借契約書というものに基づいて行っていると思いますが、その第5条に使用前修繕という項目があって、「借主は空き家再生住宅として利用者へ貸し出す前に必要に応じて修繕を行うものとする。この場合において本物件の原形を変更する修繕を行うとする時は、貸主の承諾を得なければならない」という項目があります。これにのっとって、貸し出す前に、今入られていないということなので修繕を行うということだと思いますが、村は10年借り上げるわけですよね。この同じ物件で、29年に一度、外壁の工事をするという話が上がったことがあると思うんですが、その時も修繕をされたかということ、貸し出す前にですね、実際この話が上がった時は、29年の9月から借り手の方がおられて、貸し出しをされておるといことなんですが、その前に修繕をされたかということをお聞きします。以上です。

○ 池田 廣 議長
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

仙頭議員の再質問にお答えをいたします。確かに、設計費として予算計上して議決もいただいておりますが、あくまでも、本実施設計費分というふうに解釈をしておりますので、現時点で支払うことは考えておりません。ただ、30年度の実績をちょっと申し上げますと、2件やっておりますが、2件で171万7200円という金額を支払っております。これは、実施設計分でございます。以上です。

それと、修繕ということなんですが、これまでは雨戸の戸袋の修繕でありますとか、給湯器、雨樋、雨漏り、外壁の一部、それから浄化槽の排水溝でありますとか、それを健全に維持していく上で修繕を行っております。以上です。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。仙頭議員からは、住宅の改修事業等に関連してご質問をいただいておりますが、実務的な部分につきましては、先ほど担当課長がお答えをさせていただいたとおりでございます。設計の部分と大工さんなどの部分とは、若干違うんだがというふうなご質問でありましたので、それにさびわけた本来は回答すべきかなとは思いますが、私のほうからは、いわゆる公共団体が見積もりをいただく場合についての一般論としてお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。議員には既に十分ご承知の部分多くございますけれども、その点についてはご容赦いただきたいと思っております。

まず、公共予算というものですが、それにつきましては、執行部における予算要求と予算査定、これを経まして財源調整と予算編成を行われた後に議会での審議、そして採決を経て成立をしております。こうした一連の行為の中で、予算要求あるいは、執行に必要な見積もりを民間の業者の方からいただくことが年間を通して多々ございます。これは、その見積もりをしていただく業者との関係を前提とはしておりませんで、あくまでも民間の相場を把握するために概算としての参考見積もりと呼ばれるものを業者の方に作成をいただいているというふうなものでございます。大きな自治体になりますと、その職員の中に例えば一級建築士などの専門的な資格を有した職員がおりますので、自前で見積もりを作成することが可能でございますけれども、小規模な自治体におきましては、事業化において予算要求や査定に耐えるべき、耐えるだけの積算が自前にできない場合に、民間の業者の方に見積もりの作成をお願いをしているというところでございます。その際の参考見積もり等の作成につきましては、当然時間と労力が発生をしておりますので、私どもとしても大変心苦しく思っておりますけれども、現在のところこのような見積もりに対して、法的に有料化が明文化をされているというものがございません。このことから、本工事の契約に付随する実施設計等の支出は、当然予算化しておりますけれども、参考見積もり等につきましては、予算化をしておりませんで、無

料をお願いをしているのが現状でございます。また、このことに関連しまして、先日高知県の会計管理局長にもご相談を申し上げましたが、県におきましても、全く同様の対応であるのご意見でございました。いずれにいたしましても、参考見積もりから契約に至るまでの事務の公平性を担保するためには、さまざまな議論がございます。参考見積もり一つ取りましても、有料でないで見積もりを作成をしていただけないということになりますと、無料で見積もりを作成していただける業者を実際の枠を超えて求めるべきだとの厳しい意見もあります。また、入札にしましても、指名競争入札よりも一般競争入札の導入を積極的に行って、さらに競争の原理を働かせるべきとの議論もあるわけでございます。しかし、一方では、全国の多くの自治体で、行政と地元業者の相互理解と信頼の上に立って、無料で見積もり作成等をお願いをして、地元業者を保護、育成する観点も考慮しながら事務事業を推進しているところも現実でございますので、その点につきましても、改めてご理解を賜りますようお願い申し上げます、私のほうからの答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 池田 廣 議長
5番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員
再々質問を行います。答弁ありがとうございます。見積もりに関しましては、そのような形でもいざ仕方がないという場合は、というか、そういう慣例なんだろうから、そうなんだろうけど、図面を引いてみないと出ない見積もりというものもあると思うんです。というのは、この耐震化の事業に関しては、図面を描かないと、耐震診断をして図面を描かないと金額が出ない事業です。先ほど、課長の答弁でもありましたけど、建築設計費用を役場のほうで分からない場合は連絡をして出してもらっている物件もあるということですが、そういった図面をきちんと残して、今後も続いていく事業ですから、事業の参考資料としていくのが本当ではないかと思えます。そういう図面が正式に残されているのであれば、物件の大まかな費用やあれの工事費の検討もつきますし、キャパを超えてしまうというような判断も担当者がしやすいですし、まして担当者のスキルアップにつながっていくというふうに思えます。勉強の教材としても、特殊な事業ですし、きちんとしたお支払いをして、ちゃんとした図面を残し、今後の行政の施策につなげていくようにすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○ 池田 廣 議長
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長
確かに、平成26年度からこれまで実績として7件やってきておりまして、その中で建築面積でありますとか、築年数とかというのが、完全とは言い切れませんが、自分らの中でも、この物件がいけるか否かというのが、大体分かってはきましたので、その辺りは今後参考にさせていただきたいと思えます。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長
仙頭議員からの再々質問にお答えいたします。最終的には、単なる参考見積もり程度のもので、また図面を引くということとは違うんだと、いかに図面を引くということが、いかに大変かというふうなことはあろうと思えます。そうしたところに労力の対価として、どのような基準で、例えば適切な費用を支払うことができるのかということにつきましては、また今後他の自治体の取り組みも参考にしながら研究もしていきたいと思っております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長
2番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。2番の岡村俊彰です。通告に従いまして一般質問します。昨今の健康志向ブームもあり、朝夕には多くの村民が和食川の兩岸を散歩しているのを見掛けます。自分もその1人でもあります。また、小中学校の児童生徒も自転車で通行しているのを見掛けます。ところが、つい先日、ソソノキ橋右岸側において転落事故が発生しました。聞くところによりますと、夜遅くに自転車をついで帰宅中に、誤って川に転落したそうです。幸いにも大事には至らなかったものの、今の時期なので発見される朝まで水にぬれたままでも耐えれたのだと思います。しかし、これが冬場の寒い時期だったらどうなっていたのだろうと思い、強い恐怖感も感じました。

数年前にも、月ノ輪橋左岸側でも転落事故が起きています。この時は冬場でしたが、これも幸いにも水のない所への転落だったので大事には至りませんでした。和食川の兩岸の道路は、ほとんどが草木で覆われ、もしも道から外れてもある程度までなら草木で守られるかとも思います。しかしながら、自分なりに現在の和食川に架かる橋を見たところ、樋ノ口橋右岸側、ソソノキ橋右岸側、月ノ輪橋左岸側の橋梁部と道路との接続部分は護岸コンクリートなどがむき出しで草木はなく、もしも場合は、川まで一気に転落してしまいます。

二度とこのような転落事故を起こさないためにも、村内の危険な場所には転落防止策を設置すれば、村民も安心して暮らせるのではないのでしょうか。何か事故が起きてから対処するのではなく、事前の防止策も必要だと思いますが、村長の見解をお伺いします。

○ 池田 廣 議長

恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

担当課より、岡村議員の質問にお答えをいたします。ご指摘のありました、和食川の堤部分は、管理主体は県の土木事務所で、住民の皆さんが普段利用している兩岸の道路部分や遊歩道は、県道もしくは村道の占用地に当たります。議員も言われるように転落事故があったことや、多くの村民の方も利用していることから、転落の危険性のある部分につきましては、県の担当部局と協議し、河川管理に支障のない範囲で順次、転落防止柵等の設置の対応を行いたいと考えております。

○ 池田 廣 議長

2番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

2番の岡村俊彰です。再質問をします。先ほどは、担当課長からの答弁で、転落防止柵の設置を河川管理者である県安芸土木事務所と協議の上、対応してもらえとの大変前向きなお答えをいただきました。今回の質問の転落防止柵だけではなく、村内には他にも危険な箇所が多くあると思います。今後も、村民が安全かつ安心して暮らせる村づくりを推進するために、どのような村の安全施策を考えているのかを、村長の見解をお伺いします。

○ 池田 廣 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村俊彰議員からは、転落防止柵の設置につきまして、ご質問をいただきました。特に今回の和食川に架かる橋と道路の接合部分のご指摘につきましては、先ほど担当課長がご答弁を申し上げさせていただきました。村民の安全・安心な環境の確保につきましては、今後におきましても、村内の生活道を中心に定期的に巡回を行いまして、事故を未然に防ぐための危険箇所の特定や改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、令和3年から7年までを期間とします、「第11次芸西村交通安全計画」というものを現在策定中でございまして、その中におきましても、沿道の土地利用や道路利用の在り方なども視野に入れて安全対策を構築してまいりたいというふうに考えております。

それから、加えまして、防災対策の観点からも、震災、豪雨時の崩壊、浸水、橋梁崩落などが起こった場合に、地域が孤立しないように、それらの危険性を回避・代替できるような道路のネットワークを確保してくなどの対策も急いでいるところだと思いますので、その辺の課題についても取り組んでいきたいと考えております。

村としましては、このような取り組みを進める予定ではございますけれども、それでも日常生活におきまして、目が行き届かない場所、また気になる危険箇所はどうしても出てまいります。議員におかれましては、今後も気になる所がございましたら、役場のほうにお声掛けいただきたいと思っております。状況によりまして、なかなか昨日言われて今日直すということにはならないかも分かりませんが、現場を見て、また緊急度などを見極めながら、対処してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○ 池田 廣 議長
9番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

9番宮崎です。通告に従いまして質問をいたします。正式な発表はされていませんが、サンシャインは相手方との契約を提携させたので、来年6月までには旧ファミリー跡に移転するとの話を聞き及びました。移転先は、国道から少し北側に入らなければなりません、一部道が狭くなっております。また、北からの経路を見ても同じく狭い箇所があり、可能な限り拡幅をしなければ往來に支障をきたすと思われまます。ただ、道路に面した土地は、全て個人所有者のために交渉をしなければなりません、譲受や賃貸契約を結ぶなどして通行しやすい道路整備の必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

また、通行経路は東西南北いろいろあると思われまますが、人や車両等の通行経路の動線を把握して、早期に計画を立てるべきではないでしょうか。特に、旧琴ヶ浜消防屯所北側道路は、信号機の関係で抜け道として通行車両や人が行き交うようになると思われまます。交通安全のためにも、既成の水路に蓋の設置や使用していない東側の井戸を潰し、またハウスが立ち退けば、南側の土地所有者と協議して道路を拡幅して通行しやすくする必要があるのでないでしょうか。

店が移転する前に、道路整備をしておかなければ混乱を招くようになるが、地元住民や代表者らと協議して、それぞれが良くなる施策を実施すべきではないでしょうか。

また、サンシャイン跡地は高規格道路の高架の間に見えるようになるが、国道からすぐの位置にあるため何からの有効活用ができるのではないのでしょうか。相手方と協議しながら、当村にとって跡地の有効な活用方法を模索してはいかがでしょうか。

○ 池田 廣 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

宮崎議員のご質問に担当課のほうからご回答をさせていただきます。サンシャインの移転につきましては、土佐国との契約も完了し、旧ファミリーマートでの建物を借りて営業するよう準備を進めているとお聞きをしております。移転先の道路事情につきましては、議員の申されますように、狭い道が多いため、車の通行量が増えますと、車の往來や安全性が心配されるところであります。

高規格道路建設に伴う周辺の道路整備に関しましては、これまでにサンシャインや高規格道路和食中地区対策協議会の地元要望を受けまして、国道からの入り口となります村道と食馬ノ上線の拡幅工事を行っております。また、現店舗の東側の村道シルデン線につきましても、今年度用地買収を行い、来年度に国道接続部分の拡幅を行う計画となっております。公共事業として支援できる部分につきましては、村としましては支援する取り組みを進めているところであります。

一方、近年の交通事情を見てみますと、特に朝のラッシュ時には、渋滞の裏道として小さい道でも村内各所で通り抜けする車が見られるため危険な状態となっており、和食の信号北の村道付近の通行量も多くなっております。そのため周辺の道を整備することで、今以上に通り抜け車両が増えることや、さらにスピードを出して危険性が増すことも心配されるところです。

サンシャインの移転は来年のようですが、営業開始後の混雑状況や通行ルートにつきましては、正確な予想が困難なところがあります。そのため、営業前にいろいろな場所の改良となりますと、用地の問題や時間的にも予算的にも難しい面がありますが、歩行者等の安全面には注意する必要がありますので、今後、現場周辺の状況も確認させていただきまして、対応を検討していきたいと考えております。

2点目のご質問についてですが、改修の検討に当たり地域の方々のご意見も重要となりますが、それぞれ生活環境や考え方の違いもあると思いますので、一同に会した協議ではなく、それぞれのご意見をお聞きして参考にさせていただきたいと考えております。

3点目の現店舗の跡地の活用方法につきましては、所有者でありますサンシャインの判断が重要となりますが、現在お聞きしてる中では新たな事業という形では決まっていないうであります。また、有効活用できる事業者を村が探してもらえるのであれば、お願いしたいという思いもあるようでございますので、県の企業立地課等を通じて照会などもすることも必要だと考えております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

9番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 議員

9番宮崎です。再質問いたします。歩道橋の所から入って行く道にしても、本当に車がすれ違うことができないんじゃないかというふうに思っております。また、それへ自転車乗りや通行人が通るとですね、もう車が広い所で待たなければいけないというふうな、それはとにかく、待つにしても、他人様の土地で待たなければいけません。そのためにはですね、土地、その周辺の地主に交渉して土地を買う、もしくは何メートルか借り受けて、通行しやすいようにしなければいけないと思うんですよ。ただ、他人の土地に対してですね、あれこれ考えても空論にすぎません。土地の購入か賃貸か、どのような交渉になるのか分かりませんが、ただ課長には、土地所有者に対してですね、量販店の村内営業継続の経緯や、村の道路状況を誠心誠意熱意を持って説明して交渉に当たっていただきたいと思っております。

ただ、以前、道路に面したある土地所有者が一括して購入するなら売却の意思があるとのことでした。しかし、当時の坪単価の言い値があまりにも高額であったため話にはならなかったと聞き及んでいます。量販店の移転先に通じる道は、今後交通量が増してくるために、道路整備の必要性を村民皆さま一様に思っていることだと思っています。また、ふるさと納税で当村を応援してくれる方々も、ふるさと村づくりに必要な事業に充当することを希望しております。相手との交渉になりますが、土地購入が可能となれば、村民の安全また利便性の向上に向け、ふるさと応援基金を切り崩してでも、道路整備を実施すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○ 池田 廣 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

宮崎議員からは、サンシャイン移転に伴う、周辺整備とその今後についてご質問をいただきまして、趣旨としましては担当課長がお答えをしたとおりでございます。この件につきましては、営業開始後の混雑の状況が不透明な部分があるというふうに課長も申し上げましたけれども、議員のご指摘にありますような、安全性の確保は大きな課題であるというふうに私としても認識しております。一方、議員ご承知のとおり、国道からの南北の通りには個人の所有地でありまして、道沿いには建物も多いがために、なかなか簡単に拡幅をすることができない状況下にあります。加えまして、仮に土地の一部を活用するとしましても、所有者の意向や条件面が折り合うかどうか、これも今後の問題となってくるというふうに考えております。

また、道路整備に関しましては、地域住民からすれば、結果として自分の家の前の通行量が増える取り組

みを進めることに対する思いにも、それぞれ個人差があるものと考えられますので、賛成と反対、両方の意見がある中で、村としてどこまで道路整備が必要であるのか慎重に見極めて実施していくというふうになるかというふうに考えております。つきましては、先ほど担当課長も申し上げましたが、今後の状況、関係者の声も聞きながらどの部分が、またはどういう形であれば対応できるかどうかを具体的に検討していきたいというふうに考えております。

また、現在の店舗の跡地の活用につきましては、県の商工労働部にも話を、私のほうから実際にもう持ち掛けておまして、まだ熟度は低いものの、条件によっては県内東部地域への事業展開の可能性のある複数の業態に関連して、特定事業者のお名前もいただいております。ただし、現時点では何の担保もございませんで、単なる情報といったものでございます。実際に、企業誘致を働き掛ける際には、進出する企業側のマーケット調査や、非常に厳しい社内協議などもございましょうし、村の人口規模からしますと、条件的にはかなり厳しい部分があるかというふうには思っておりますけれども、今後、サンシャインの意向も伺いながら、活用を検討してもらえる事業者について県の企業立地課なども具体的な協議に入りたいというふうに考えております。また、状況によりましては、事業者に、いわゆる本社などに出向いて、村として要望していくことも必要ではないかというふうに考えております。

合わせて、サンシャインにつきまして、公共事業による立ち退きという厳しい状況の中で、村唯一の量販店として営業を継続していただける、ありがたい判断をいただいておりますので、今後も長く営業を継続していただけるよう、地元のスーパーとして村民の皆さまにもこれまで以上にご利用していただくこともお願いをしながら、村としてできる支援策についても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、再質問の中にもありました、新店舗周辺の道路整備に関連した土地の買い取りについてのご質問がございました。サンシャインの新店舗の周辺には、同一所有者の土地が何ヶ所か、合わせますとかなり広い土地となります。所有者は遠方のほうに居住をしておりますので、日常の管理は行われておらず、いわゆる空き地というふうになっております。以前には、村に、所有する土地全ての譲渡の話もあったようですが、条件的なことから、まとまらなかったというふうに私のほうも聞いております。

新店舗周辺の道路を整備する場合には、南北の通りの道路沿いに多くの土地を所有をしておりますので、道路整備に当たり、協力を得る必要が実際には出てまいりますけれども、過去の経過からすると、部分的な借地や譲渡は難しいのではないかというふうには考えております。また、面積的にかかなりの規模となりました。農地と違いすぐに宅地化が可能な土地でもございます。所有者のこれまでの土地取引の経過、そしてその内容をお聞きすれば、現地の相場以上の宅地取引単価での交渉になると思われまして、全体的には相当高額な取得価格になるというふうには想定をされているところではございます。まだ、あくまでも想定ございますから、これから交渉をしてみなければ分かりませんが、村としまして、サンシャインの営業に関して、どういう支援を行うことができるか、今後協議を進めていきたいと思っておりますが、借地や部分的な利用も含めまして、地権者の方がどういう意向をお持ちであるのか、あるいは、どういう条件であれば話になるのか、そうしたことにつきまして交渉の機会を持つことは必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

6番安芸友幸です。通告に従いまして、村長と教育長に質問します。通告提出後、台風10号が発生し、被害の状況や課題なども含めお答えいただく面もあるかと思いますが、よろしくお願ひします。まず、1点目は、自然災害とコロナ感染症との複合災害対策をどう進めるかについて村長に質問します。近い将来、発生するであろうといわれている南海トラフ地震や津波、台風などの自然災害の時、命を守るための方策や、避難の仕方など、日頃から確認することが大切だと思います。今後は、自然災害対策に加えて、感染症予防の観点を取り入れた対策が重要になってくると思います。そこで、まず最初に、当村の防災対策の基本方針についてお伺ひします。1点目は、災害に強い村づくりと書かれていますが、これは具体的にはどのようなことか。2点目、高齢者、特に独居高齢者、障害者、病人、妊産婦、子どもなど要配慮者への援助はどのように行うのか。3点目、地域コミュニティー等による相互扶助とは、具体的にどのようなことをすべきであ

るか。この3点をお伺いしたいと思います。

2点目としまして、今後は複合災害への対策が喫緊の課題だと考えて質問します。1、避難所での感染予防対策の徹底はどのようにするか。2、そして感染症予防のため避難所の収容人数も制限しなくてはならないと思いますが、村指定の避難所以外の分散避難所についてどのようにするかお聞きしたいと思います。

3点目としまして、自分や周りの人々の命を守るための行動について、私たちは常に考え、準備をしなくてはならないと今回の10号台風で改めて考えさせられました。村としても、日頃から訓練や広報活動をとおして村民に対し周知・徹底をしていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

次に、学校で子どもたちが安全に過ごせる環境づくりへの早期取り組みについて教育長に質問します。子どもたちが、一日の大半を過ごす学校は、安全であることが何より大切だと思います。しかし、当村の学校は建物の老朽化により、危険箇所が多くあり、対策が急がれると思います。以下4点について、検討と改善をお願いしたいと思います。1点目は、雨漏りについてです。小学校は体育館、中学校は校舎全体の至る所に雨漏りがあり、衛生面、安全面でも放置できない問題です。中学校の天井には、何十カ所もの雨漏りによる染みがあります。教室や廊下には雨漏りを受ける大きなバケツや雑巾が置いてあったり、雨が降った後には床には水たまりもあるようです。そして、蛍光灯や電気器具の横にも雨漏りの跡の染みがあります。屋上の防水シートの下へ汚い水がたまっており、真っ黒い水が天井から落ちています。ベランダに出てみると歩くだけで防水シートから黒い水が出ます。雨漏りは10年ほど前から続いていると聞きました。10年間もこんな状態の中で子どもたちが過ごしていたとは驚きであります。先日は、生徒玄関の天井が崩落しました。幸い夏休み中で、部活動と補習の生徒だけであったようですが、このような危険な学校を私は見たことがありません。

学校は災害時の避難場所にもなっており、不安を訴える声も聞きます。先日、7月臨時議会で屋上防水修理工事費1億円余りが計上され、可決されています。既に工事の発注はなされているのでしょうか。完成の目途はいつ頃でしょうか。ぜひとも、スピード感を持って工事を完成させるようお願いしたいと思います。

次に、これも以下全部中学校ですが、トイレの問題です。中学校にはトイレが、体育館と校舎には1カ所しかありません。教室の外にあります。子どもたちは、とても不便を感じています。トイレへ行ったら、外部の人も時々使っていて、心配だという声も聞きました。犯罪が起こってからでは遅いと思います。トイレを増やすことと、安全対策に努めるようお願いしたいと思います。

3点目は、自転車小屋についてですが、自転車置場の屋根が毎年飛ぶ、また風が強いと自転車が倒壊れることもあると聞きました。保護者が愛校作業で、道側へビニールを貼っているがすぐ破れる。そのような状況だそうです。しっかりした、自転車置場の設置をお願いしたいと思います。

4点目です。これは村長にお聞きします。中学校へ入る通学路の整備・改善についてです。この問題は、中学校の東側の道幅が狭くて、ハウスへ行くのに危険だから中学校側の道を少しだけ広げて整備してほしいというものです。昨年5月、周囲の住民たちから要望があったのが始まりです。私たちが、現地を見たり、測ったりしているのを見ていた中学生からも、通学途中で事故に遭わんか心配だというような声も聞いています。その後進展が見られませんが、どうなったのでしょうか。要望後も、出会い頭の事故もあったようです。あの要望の時の返事は、ノーではなかったと私たちは認識しています。安全のため早期に進めていただきたいですが、村長の見解をお伺いします。

○池田 廣 議長
都築総務課長。

○都築 仁 総務課長

おはようございます。安芸友議員の1点目の自然災害とコロナ感染症との複合災害対策をどのように進めるのかという点についてお答えをさせていただきます。まず、質問の災害対策基本方針についてです。議員からは村の地域防災計画に掲げております、「防災対策に関する3つの基本方針」について、どのようなことに力を入れて進めているのかということでご質問をいただきました。近年、全国各地で発生しております水害、土砂災害、地震災害など、「いつ・どこで・どのような災害が発生するのか」といった予測を超える災害が多発しております。このような自然災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自らの安全を確保する「自助」、地域コミュニティ等による相互扶助による「共助」、行政による「公

助」が必要であり、こうした防災の基本的な考えを踏まえた上で、村民個人やその家庭、地域、企業等が連携し、災害に強い村づくりを進めております。

村としましては、風水害等でのがけ崩れなどを予防するための急傾斜地崩壊対策や農地防災などの事業、上下水道などのライフライン施設の機能確保や防災用資機材の備蓄、災害時における避難場所の確保等に向けた周辺市町村や自衛隊、警察などの関係機関との相互支援や連携体制の構築、また村内外の企業との災害時協力協定などを進めております。

村民の皆さんには、建物の耐震化、ブロック塀や老朽化住宅の除却や家具転倒防止対策などにご協力いただき、地域でお願いしたいのが、自主防災組織の訓練等への積極的な参加、また災害時に安全な場所に避難する際に支援を必要とする方などへの配慮はもちろん、近所にはどんな方が住んでいるかなどを無理のない範囲で把握していただき、日頃から声を掛け合うなど、地域のつながりを大事にすることをお願いしたいと考えております。こういった積み重ねが、いざという時にお互いに助け合うことにつながるのではないかとこのようにも考えます。特に、議員の皆さまにおかれましては、日頃から地域の方とのつながりもあり、いろいろな情報をお持ちだと思いますので、大規模災害発生時には、それぞれの地区でリーダー的な役割を果たしていただけることを期待しております。

また、災害時要配慮者への援助ということについては、災害対策基本法により、「災害時に自ら避難することが困難で円滑かつ迅速な避難を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者といわれる方の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難の支援、安否確認等を実施するための名簿を作成すること」とされており、情報提供について対象者の同意が得られた方については、地元の自主防災組織や警察に情報を提供しております。また、同意のある方については、災害時に配慮すべき事柄や緊急時連絡先、避難方法や避難先で必要な配慮などをまとめた個別計画の策定も合わせて進めております。

続いて、今後の複合災害への対策が喫緊の課題ではないかというようなご質問ですが、避難所での感染予防対策については、避難の際には体温計、消毒薬やマスクの持参、避難所内では家族単位で固まって過ごしていただくことや、台風などで窓が開けられない場合には、換気扇を使用するなどし、定期的に空気が入れ替わるような対策をお願いすることとし、人との距離を保つためのパーテーションや段ボールベッド、また避難所入口には非接触型の体温計、消毒薬などを準備することとしております。また、安芸保健所、健康福祉課とも相談しながら、避難所での健康チェックシートを作成しており、避難所でも定期的に検温や健康チェックをお願いすることとしております。

また、濃厚接触者として保健所から経過観察期間と言われている方、風邪症状のある方、また感染が疑われる方などについては、ご本人から村へ連絡していただくこととし、保健所にも確認した上で、職員の配置が可能な公民館等の公共施設への一次避難を計画しております。

分散避難所の検討につきましては、地区の集会所などの避難所以外ということで、6月末配布のお知らせカレンダーにも掲載をしておりますので、紹介させていただきます。「避難とは難を避けることなので、安全な場所にいる方で避難する必要はありません。避難先は村が開設する避難所だけではありません。安全な親戚や知人宅に避難することも考えましょう。やむを得ず車で避難する場合は、浸水しないよう周囲の状況を十分に確認してください。」ということをお願いをしております。今後も避難情報等を発信する際には、感染症対策も合わせてお知らせしていきたいというふうに考えております。

3点目の、自分や周りの人々の命を守るための行動について周知・徹底をということですが、先ほどの繰り返しにはなりますが、災害はいつ・どこで・どのように発生するのか分かりません。いざという時には自分の身は自分で守ることが基本になりますので、日頃から自分の住んでいる地域の特徴や、山や河川の状況、台風や大雨の際にはどこへ避難すればよいかなどを考えておくことが必要と考えます。その際には、村が配布しています防災マップや津波避難マップを活用するのも一つの方法ですので、家族で一度話し合いをしていただくことも重要かと思っております。

また、年に一度は自主防災組織等で避難訓練を行い、避難路が安全に通行できるかどうか、避難に係る時間はどれくらいかなど、考えながら訓練に参加していただければと思いますし、毎年のように災害級の風水害が起こっていますので、村からの避難情報にも注意して、空振りでもいいので早めの避難を心掛けていただきますよう改めてお願いをしたいと思います。村としましても、日頃の心構えなど必要な情報は広報誌などで定期的にお知らせしていきますし、緊急の場合には、防災行政無線、メール配信やホームページ、個別受信機などを活用して情報発信をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安芸友議員の学校で子どもたちが安全に過ごせる環境づくりへの早急な取り組みをとの質問で、私のほうには3点いただいておりますので、お答えいたします。1点目の危険箇所対策でございますが、小学校の体育館が昭和52年に建築され43年が経過、中学校の校舎は昭和43年に建築されまして52年が経過し、老朽化が進んでいるところでございます。小学校の体育館の雨漏りですが、通常の雨では雨漏りはしていないようですが、台風などの豪雨になりますと数カ所から雨漏りが発生している状況ですが、先日の台風10号の時には雨漏りは確認されておりません。中学校の校舎のほうは、雨漏りに関しまして、平成30年度に技術室の雨漏りを修繕しまして、昨年度には音楽室と東階段の雨漏りの修繕を行っておりますが、7月の豪雨ですね、今まで漏ってなかった所からも漏りだしまして、やはり直すには今度は多額の予算が必要になりますので、現状のほうをですね、村長にも見てもらいまして、緊急を要するというので、議員1億言いましたけど、1000万ほどでございます、の予算をつけていただきまして、現在、契約が締結されまして、工事に入っているところでございます。他にも危険箇所が見つかった場合には、やはり危険でございますので、その都度、直すようにはしております。

2点目のトイレにつきましては、建築された当時から外に1カ所しかございませんで、生徒には不便を掛けておりますが、校舎の2階とか3階にですね、今からトイレを増築するという考えはございません。あと、外部の者が授業中にトイレを使っているということにつきましては、学校に問い合わせますと、2、3年前に女性の方が使用していたということがあったようです。トイレの使用に関わらずですね、不審者対策ということで、防犯カメラも設置しましたので、今後、警察にも相談しながら、学校現場とともに安全対策に努めていきたいと考えております。

3点目の自転車小屋の屋根につきましては、議員おっしゃいましたように、確かに昨年の台風で破損いたしました。それは、西側の側面に雨よけのビニールを張った関係で、風の逃げ場がなくなりまして、屋根のほうに風が集中しまして、屋根が飛んだものでございまして、現在は、側面のビニールをちょっと改修しまして、風が抜けるようにしています。ですので、先日の台風10号でも屋根が飛ぶようなことはございませんでした。風が吹いた時に、自転車が倒れないような自転車置き場の設置という点では、現状の自転車小屋をですね、自転車置き場をどのようにすれば倒れないか難しい問題ではございますが、学校現場と相談しながら、今後研究していきたいと考えております。以上です。

○ 池田 廣 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

安芸友議員の中学校東側の道路拡幅要望につきまして、担当課よりお答えをさせていただきます。中学校東の芸西キリスト教会のクランク部分の村道拡幅につきましては、昨年、教会の建て替え時に地元から要望があり協議を行った経過があります。以前の教会の建物が道路との境一杯まで建っていたため、車が曲がりにくく、見通しも悪いということで、建物の建て替えを機に改善を検討してほしいというものであります。当初は教会側との話し合いの中で、敷地の一部を利用させていただくことも協議しましたが、用地の問題も残りますので、道路用地の範囲の中で部分改良を行う計画で検討することとしました。建て替え後の教会の建物は道路からかなり引いた位置となっております、道と建物の間は駐車場となっております。そのため、現在は見通しも良くなっており、建て替え前の悪条件が緩和されていることから状況を見ておりましたが、道路用地の中での施工について工法の検討を行っておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。以上でございます。

○ 池田 廣 議長
6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

今回の台風10号で、やっぱり日頃から災害について考えよらないかんねという話がよく出るようになりました。それで、地域コミュニティーの相互扶助ということも、災害を経験した所への研修などをとおしても、とてもそれが大切ということが私たちも学んでおりますので、また、地域のつながりなどについても検討していきたいと思いますが、一つよく出てくることで、避難する時期が分からんという意見が出るわけですが、テレビなんかを今回も見ていると、どんどんどんどん台風が激しくなってくると、全員避難をとというのがテロップで流れるわけですが、それまで待ちよつたら、なかなか避難もできない人もおりますし、役場からの放送よりも早くやっぱり移動すべきやないろうかということも意見が出ましたが、早ければ早いほどいいかもしれませんし、その避難する時期というか時間というか、頃合いはいつ頃がいいんでしょうかと、ちょっと私にも分からないですが、部落としての準備とかもあるのでという話が出ました。また良い意見がありましたら教えてください。

それから、雨漏りのことは本当に失礼しました。1億円ではなくて1000万円余りでしたので、訂正させていただきます。雨漏りについては、スタートしていただけたということで、いつ頃工事が終わるかちょっと分かりますでしょうか。それをまた教えてください。それから、小学校は中学校ほどではないと言われましたが、今後、やっぱりなるだけ早く雨漏りのほうの対処もしていただけたらと思います。特に、小学校は体育館ですので、走ったり、運動したりする中で、滑って怪我をしてもいけないと思いますし、継続的に小学校のほうへも、また整備とか改善のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それから、トイレは、なかなか中学校へは入って来やすいようで、門が閉まっても、どこかしこに入りがちですので、そういう構造的なこともありますけれども、子どもたちが、日が暮れて3階で、特に部活動などしている時に、下まで1人でトイレへ行って、真っ暗がり、電気は付いていると思いますけど、とても危険を感じます。トイレをどこへ付けたらいいかは分かりませんが、また検討もお願いできたらというふうに思います。

それから、中学校東側の道路のことですけれども、今しばらくと言われましたので、だいぶしばらく待っていましたけれども、今しばらくまた待つことになると思いますが、大体いつ頃とかは分かりませんかでしょうか。今年中とかは大丈夫ですよ。なるべく早くということをお願いしたいと思います。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

安芸友議員の再質問であります、避難する時期がちょっと分かりにくいということなんですが、村のほうとしましては、台風なんかで事前に災害が起こりそうな状況が分かっている時には、昼間の明るいうちに避難をしていただけるように避難所の準備をしまして、住民の方に連絡をするということは、心掛けております。しかしながら、突然の集中豪雨なんかは、ちょっと予測ができない場合もございますので、その際には、たとえ夜中であっても避難所を開設し、エリアメールなどでお知らせする場合も当然想定はされているところです。ですので、基本的には、ご自分で判断していただいて、避難を早めにしていただくというのが基本ではありまして、先日の台風の際にも、こちらが避難情報を出す前に、ご自身から「避難をしたいが、避難所を開けてもらえないか」というような相談も受けまして、地区の避難所で対応をさせていただいたということもございますので、そういった場合には、また連絡をいただけたら対応していくようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 池田 廣 議長

池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安芸友議員の再質問にお答えいたします。まず、雨漏りの件ですけれども、中学校のほうは11月の上旬に工事が終わるようでございます。小学校のほうは、また今後検討していきたいとは思っております。

トイレの件につきましては、夕方遅くなったりするというご様子ですので、部活の時間とかですね、校舎の中にも障害者用のトイレが1カ所ございますので、その辺が使えるかどうか学校現場のほうに聞いてみないと分かりませんが、その辺をですね、学校現場とともにまた考えていきたいと思っております。以上です。

○ 池田 廣 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長
安芸友議員の再質問で、完成の時期ですが、年内の工事完了を目指して進めていきたいと思っております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長
安芸友議員からは、災害と感染症の複合災害対策をどう進めるのかということでご質問をいただきました。今年も台風シーズンに入っておりますけれども、現在は新型コロナウイルス感染症という例年とは違う、非常に緊張感を伴う対応が求められておまして、担当も初めての経験でございますので、大変苦勞をしているところでございます。議員が、ご心配、ご懸念をされるのは、至極当然のことだと思っております。複合対策としましては、基本的には担当課長が結構詳しくご答弁を申し上げましたが、村としましては、当然考えられる対策は次々に手を打って行きたいというふうにご検討しております。しかし、これまで経験がないことも多くありまして、手探りで進んでいるところがあるのも事実でございます。そうは言っても災害は突然やって来ますので、平素から、またできることから順次、地道な対策を行っていくしかないというふうにご検討しております。また、新型コロナウイルス感染症の流行下におきましては、避難所での3密の環境を避けることに加えまして、事前準備といたしまして、感染対策用の資機材の確保、運営マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練などを実施していくことが必要だと考えております。

まず、現在の避難所のスペースについてなんですが、豪雨時における村の想定避難者数と3密対策を踏まえたとしても、実面積としては十分に確保はできております。しかしながら、大規模な災害時に、感染の疑いの方が想定以上に多数避難してきた場合には、最終的にどれだけのスペースが必要になるかということは、今後より具体的に足を踏み込んだ検証をしていかなければならないという課題は残っております。

次に資機材についてですが、マスクや体温計など個人で使うものにつきましては、村民の皆さま各自に持参していただくことを基本としておりますけれども、状況が錯綜しまして、なかなか皆さん慌てておりますので、現場で不足することも当然考えられると思っておりますから、順次、マスク、消毒薬などを購入することといたしております。

また、感染症対策は、その性質から法律上、高知県、具体的には安芸保健所の管轄となっております。災害時における濃厚接触者等の避難行動につきましては、あらかじめ保健所が方針を定めておりますので、村としましては、平素より保健所と連絡を取りながら、事前に行うべき準備、災害発生時の対応などを協議してまいりたいと考えております。一般の台風10号の接近に伴いまして、避難所を開設した際も、各避難所には健康チェックシートや体温計・消毒薬等を準備し、予防対策を講じさせていただいたところではございません。

いずれにしましても、いかにマニュアルに沿った事前準備、訓練をしておりましても、大規模な災害はいつ起こるか分からず、準備どおり、訓練どおりにはいかないというふうにご検討しますので、議員はじめ村民の皆さまには、自らの命は自分で守る自助、そして地域の皆さんで協力し合う共助を基本とした防災・減災対応につきましても、日頃から心掛けていただきますよう重ねてお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長
6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

避難所についてが、なかなか経験もあまりないので、ちょっとまたこれからも分からないことがありましたら、お聞きしたいと思います。参考までに、今回の10号台風で何人避難所を利用されたか分かりましたら教えていただきたいと思います。

それから、トイレのことですが、私は、障害者用のトイレが校内に一つあるということを知りませんでしたので、ぜひこれは、遅くなって部活で1人で行く子がおる時には、そこを利用させるというのが安全なことだと思いますので、そのようにしていただけたら親も安心するんじゃないかと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

今回の台風での避難者ですが、今回の台風では村内に、役場の、こちらの老人福祉センターを含めまして6カ所の避難所を開設し、6名の方が自主避難をされておりました。以上です。

○ 池田 美延 教育長

いますか。

[自席にて発言]

○ 安芸友 幸 議員

分かってます。〇〇〇。

[自席にて発言]

○ 池田 廣 議長

よろしいですか。

○ 安芸友 幸 議員

はい。

[自席にて発言]

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10:20 散会]